

又其國の光輝なり。信とは虛偽の背面にして欺かざるの義なり。古人信を以て人の脊骨なりと言へり、脊骨無ければ人立つと能はず。論語に民無レ信則不レ立といふ者是なり。又言忠信、行篤敬、雖ニ蠻貊之邦一^二行とあるも、信の貴ふべきを言ひたるなり。凡そ己れの發言したると、人と約束したるとは、決して之に背くべからずして、又賣買借貸に付きて其期日を誤まり、又其品物の如きも初めに良品を約して、後に惡品を與ふる等のとを爲すべからず、又全く約に背くに非すと雖も、前約だけの約を十分に履行せざるも、亦不信に屬するなり。最初より人を欺かんとして爲したる不信の如きは、固より道徳上の大惡なれば爰に論ずるまでも無きとなり、又人より秘密の依頼を受け、之を許諾したる後に、他人に之を漏らすが

如きは、事に依りては兩人の身に大なる禍害を受くるにも至るべきとなれば、殊に之を慎むべきとなり、義は常に信と相連なりて行はるゝ所の德にして、或は他人の患難を拯ひ、或は他人の委托を受けて之を成就し、或は報酬の目當なき人を救助し、或は目前に萬金を積むも、取るべきの理由なき時^之を受けず、此の如き類は皆義にして、之に反せる行爲は皆不義なり、國民の風俗何れも能く信義を守り、輕薄の行なきときは他國の民も之を信用し之を敬愛し、是に由りて他國との交際に困難を生ぜざるのみならず、自然に他國より敬重を受くるに至るべし、從來外國と貿易するの民は、輒もすれば欺詐を事とし或は約束を履行せず、或は贋物を造りて賣買するの弊なきに非ず、此の如きは一身の不利のみならず、實に

一國の不利にして、又他國より輕蔑を受くるの一端なり、試に看よ、我が近隣の某國の如きは、其民欺詐百出、吾が國民之と交際する者は如何なる感覺を起すや、然らば吾が國民の如きは他國をして吾が國民が支那朝鮮に對して發するが如き感覺を生ぜしめざらんとを欲するなり、然れども所謂信義と云ふは、獨り外國と貿易するとに限るに非ず、平常國民の氣風をして信義を重んぜしむるときは、隨つて外國と交際するに至りても、亦信義を重んずるに至るべきことなり、（其六）進取の氣に富む、凡そ世界の強弱盛衰の狀を見るに、歐米の國勢は日に進歩強盛に赴き、亞細亞の國勢は、日に退歩衰弱に赴くは十目の共に視る所なり、其原因は固より一二に止まらざるとなれども、其眼目は西洋の國民は進取の氣盛んにし

て、東洋の國民は進取の氣乏しきに在り、此の如き者は元來其國民の氣風の異なるのみならず、其教育と政治と時勢の變遷と共に之を助け成したる者なるべし、天下之勢不レ進則退、苟も進取を事とせざれば必ず退歩するは自然の理なり、本邦の如きは、今日以後は益々萬國との交通親密となるとなれば、國民は從來の退守に安んぜず、大に進取の氣を奮ひて國威を萬國に耀かさんとを務めざるべからず、此進取退守といふとは、一身を守る上にも、一家を治むる上にも、政治の上にも、皆あるとにて、總て從前の事業に安んぜず、益々改良進歩を謀りて止まざるは進取の氣にして、之に反せるは退守の氣なり、吾が邦人の氣風を察するに、支那人朝鮮人よりは勇氣もあり、又敏捷にもあり、若し能く之に加ふるに進取の氣を以

てするときは、雄を亞細亞に振ふは難きと非ざるべし、然れども進取を貴ふとて、無法に躁進するを言ふに非ず、己が力を量り、智を料り富を量り、時勢を度り、然る後に事に從ふべきとにして、若し輕躁に進取を試みんとするときは、一身を誤り一家を失ふに至るべし、凡そ輕躁と進取とは極めて混淆し易く、殊に邦人の性は輕躁に流れ易きを以て、務めて此區別を明かにせざるべからず、今一例を擧げて之を示さんに、他國と貿易を爲すに、貨物を舶載し、他國に出て賣販する者は、進取の氣の盛なる者なり、他國の舶の來るを待ち、吾が貨物を交易するは進取の氣に乏しき者なり、さればとて、今急に堅牢の商船もなく、操船にも熟せず、資本も少なく、外國の市場の様子も知らずして、卒然として他國に押し出さ

んとするは輕躁なり、今日止むことを得ず、居交易ホウジヤクを爲せども、常に^デ出交易カウエキの事を忘れず、百事調整したる後は直ちに出交易を爲し、外人にのみ大利を占領せしめざらんとするは、進取の氣に乏しからざる者なり、幾年も此姿に安んじて出交易の念なき者は、進取の氣に乏しき者なり、是れ進取と輕躁と退守との別なり、然れども進取の氣も強く、出交易の準備も整ひたれども、世界の貿易の狀を通觀して、出交易よりは居交易の方利益ありと見定めて居交易を爲すは又別の事なり、(其七)愛國心盛ん、人たる者は、第一に其身を愛し、第二に其家を愛し、(第三)に其本國を愛す、是れ人類固有の天性にして、教育を須たずして存する所の者なり、然るに或る宗教家或は哲學者は愛國心を以て良善の心に非ずとして之を抑制

すべしと論ずる者あり、世界の上より見れば、己が本國のみを愛するが如きは、いかにも狹隘の意見にして、上帝教を奉ずる者は之を喜ばざるは一理あるとなり、然れども世界合して一國となりたる時はいざ知らず、今日の如く萬國峙立して雄を争ふの間は、愛國心なきときは決して其國を保つと能はざるなり、況んや此心は人造の者に非ずして天賜の者なれば、之を養ひ之を盛んにして以て其國を保護するは、人道の要務と言はざるべからざるなり、本邦支那の如きは古へより他國との交渉甚だ少きを以て、古訓中にも愛國の事を説きたる者なし、然れども元の世祖の日本に寇せし時、豊太閤か朝鮮を伐ちし時の如きは、國人大に愛國の精神を發揚せり、又王政維新の前、攘夷論を主張する者所々に起り、或は外國人

を殺し、又は外國人と貿易する者を斬る等のことあり、其事は短慮粗暴にして取るべき所なしと雖ども、其精神は全く愛國心より出たる者なり、然れば邦人は概して愛國心に富むといひて可なる者の如し、然るに近年外國との交際開け、人々利を重んじ、義を輕んずるよりして、愛國の精神大に昔に及ばざるを覺ゆ、既に先年支那招商局の汽船、日本の郵船會社と競争を試みし際、本邦人にして招商局の爲めに盡力し、大に郵船會社の妨を爲したる者あり、往昔ならば決して此の如き者はあるまじきに、此の如き忘義の徒の處々に現出せしは國人愛國心の衰へたる徵候にして、甚だ歎息に堪へざることなり、此の如き人物は、若し外國人より利を以て誘せらるゝときは、如何なる事を爲すも計り難し、實に寒心すべきとな

り、亞米利加人が獨立の戰を起せし初めの如き、亞人は英人の茶稅の不當なるを嫉み、國中一人も茶を飲む者なし、又英國より輸入せる綿布の國民に必要なるも、決して之を服する者なし、國中の婦女相會し、各々綿布を織りて英國よりの輸入を防ぎしとは、當時の歴史に記する所にして、其愛國心の盛んなる、實に感稱すべし、其他歐洲の諸國民は、皆何れも愛國の精神強く、治世に在りては之を以て能く武威を奮ひて他國を震懾せしむる者多し、本邦の如きは四面敵を受くるの國にして、又西人が東洋を侵略せんとするの氣運に際したれば、國民の愛國心を奮起するは、一日も忘るべからざるとなり、昔し荷蘭オランダは掌大の地を以て西班牙に抵抗し、瑞西スイツは狹小の山

國を以て奥地利オーストリアに敵し、共に獨立の基業を開きしは、全く國民が愛國心の強盛なるに由る者なり、況んや本邦は人口は佛蘭西に近く、土地の面積は英吉利より大なれば、國民の愛國心強盛なるときは、必ず雄を東洋に振ふとを得べし、豈に啻に自國の疆界を守りて已むのみならんや、（其八）皇室ローマンを尊戴す、以上七ヶ條の外に、我が日本に限りて特別に加へざるべからざるの條目あり、即ち本條是なり、本邦の皇室の尊きとは、古來より世人の皆知る所にして、今更申すも愚なるとなれども、神武創業以來、皇位一系にして、少しも他系を交へずと云ふとは、誠に世界無比にして、邦人が萬國に對して誇るに足るべきは實に此一事なり、我等の祖先より以來二千五百餘年、此國の民と爲りて一姓の天子を戴くといふとは、

誠に深き因縁にして、我が國民が此 皇室に對して忠誠を盡すべきの道理と情義とを兼備へたる者なり、是等の事は、本居平田の兩學士が精詳剴切に論じたることもあれば、今喋々之を説くとを要せざれども、或る學派に於ては、此大事を忽略に附する者もありと聞けば、世人の已に領會せるに管せず、之を掲出して、以て本會の旨趣の在る所を示さんとするなり、歐洲諸國の帝王の如きは、固より萬世一統の家なく、又其民に功德あると、我 皇室に及ばざる者多しと雖ども、國民皆其王家を奉戴して衰ふるとなしと云へり、況んや本邦の 皇室は本國と共に悠久なる者にして、萬一 皇家に變動あらば、即ち本國の變動にして、皇家の安泰なるは即ち本國の安泰なる者に於てをや、夫れ民心の向ふ所一定すれば、其國堅固に

して、民心の向ふ所一定せざれば其國堅固ならず、西洋諸國の政府に於て宗教を尊崇するは、蓋し民心をして其向ふ所を一定せしむるに在り、本邦の如きは既に至貴至尊の 皇室あり、民心をして悉く此 皇室に歸向せしめば、國の鞏固安全求めずして自ら得べし、何ぞ宗教の力を假るとを須ひん、近年民心の 皇室を尊ぶとの薄き者あるは、人心浮薄の致す所にして、最も國の爲めに憂ふべきのとなり、然れども世の尊王を唱ふる者にも亦多少の弊風あるを見る、其弊に二種あり、其(一)は識見陥隘にして世界の大なるとを知らざる者なり、其(二)は尊王の名を假りて己れが名利を求めるとする者なり、本會の如きは本より世の尊王家に雷同する者に非ず、廣く天地の眞理に基き、國民の品性中、殊に我が日本國民の品

性に於ては、此一條の最大切なるとを信ぜり、因て此條を以て國民八德の義を結ばんとするなり、以上八德の外猶ほ國民に肝要の徳あり、智是なり、智は進んで大小の事業を成し、退きて我が一身を保つの徳にして、人類が弱小の脅力を以て、強猛の野獸を制し、山を鑿し海を煮、其他天地間の萬物を以て、盡く己が利用に供する者は、此智あるが爲めなり、智の切用實に洪大なりと言ふべし、然るに智は此八德を離れて獨立する者に非ず、此八德中に盡く智を以て之を通貫するとなり、八德は譬へば堅柱の如し、已に柱を堅立したる後に、横に貫木を通すときは、其柱皆堅固となるなり、又割烹に用ふる鹽の如し、魚鳥菜類夫々の味ありと雖も、鹽を以て調和せざれば眞の美味を發すると能はず、道德に智

を用ふるも、亦此の如し、いかなる徳行にても智を以て之を活用せざれば其實功を收むると能はず、此八德の如きは何れも國民の美德なれども、若し智を以て之を助けざるときは、或は偏僻となり、或は矯激となり、反て人を損し自ら害するの事なしとも言ひ難し、昔より道德を修むる者を指して或は迂闊なりと云ひ、或は固陋なりと言ひしは、多くは其人道德の一偏に倚り、少しも智を用ふるとを知らざりしに由りて此過ありしなり、然れども徳は自ら勉めて到るとを得べし、智は天稟に屬し、勉めて到ること能はず、之を得るの道如何、惟だ能く知識を博くし、前人成敗の迹を鑒み、又之を世間の事情事變に驗し、毎事觀察を怠るとなく、能く深思熟慮して後之を事に發するときは、智を得るとも、甚だ難きには非ざる

べし。

右演説する所は、余が二十年來考究したる所の意見にして、日本道德の此の如くならざるべからざるとを考定したる者なり、世間或は日本に公行の宗教なきを以て道德の爲めに不幸なりと言ふ者あれども、余は之に反して之を以て日本道德の幸なりと思へり、又右言ふ所は惟だ道德の大要を述べたる者にして、之を實際に行はんとするには、猶ほ許多の條目と又其方法とあるべし、諸君若し日本國後來の運命を思ふときは、必ず道德の教を振起せざるべからざるとを知るなるべし、若し實に道德の教を振起せざるべからざるとを知らば、余が言に於ても必ず採る所あるべし、縱令採る所なきも、亦余が言に依りて自ら考案省察する所あるべし、本論に言ふ所の事業

の如きは、決して一個人又は十數人の力を以て能くすべき所に非ず、多力の助を得て初めて其功を奏すべきとなり、諸君若し余が言を以て信すべき者とせば、願くば本國の爲めに協心戮力して此事業を成さんとを、余が言もし諸君の意に満たずんば或は疑問し、或は駁論し以て眞理を敲き出さんとは余が諸君に望む所なり。

日本道德論 終

偶成

泊翁道人

世波日趨下、滔々走不休、人情失敦樸、風俗化薄偷、
古道棄不顧、富貴執鞭求、書生嘲聖賢、學士混俳優、
仰望天宇豁、悒々我心憂、孰當作砥柱、屹立支頽流。

日本弘道大意

日本弘道會主旨

日本弘道會ハ明治九年故西村茂樹先生ノ創立ニシテ其主旨ト
スル所ハ邦人ノ道德ヲ高クシ國家ノ基礎ヲ鞏固ニセントスル
ニアリ而シテ儒教哲學及宗教等ノ一方ニ偏倚セス諸教ノ長所
ヲ採リ明治二十三年十月二十日ノ聖勅ヲ遵奉シ本會所定ノ要
領ヲ實行スルヲ目的トス

日本弘道會要領

甲 號

忠孝を重んずべし 神明を敬ふべし
皇室を尊ぶべし 本國を大切にすべし
國法を守るべし 國益を圖るべし
學問を勉むべし 身體を強健にすべし
家業を勵むべし 節儉を守るべし
家内和睦すべし 同郷相助くべし
信義を守るべし 慈善を行ふべし
人の害をなすべからず 非道の財を貪るべからず
酒色に溺るべからず 悪しき風俗に染まるべからず
宗教を信ずるは自由なりといへども本國の害となるべき

十九八七六五四三ニ一
宗教は信ずべからず
世界の形勢を察する事
國家の將來を慮る事
政治の良否を觀る事
國家の經濟を知る事
教育の適否を考ふる事
無識の者を教化する事
道徳の團結を固くする事
正論を張り邪説を破る事
國民の風俗を改善する事
社會の制裁を作る事

日本弘道會沿革大要

日本弘道會ハ泊翁西村茂樹先生ノ創立ニシテ、明治五年學制ノ發布アルヤ、其言フ所治產昌業ノ事ニ偏シ、忠孝仁義ノ道ヲ講セサルヲ慨シ、專ラ斯道ノ振興ニ留意シ、九年三月始メテ同志ノ士ト相謀リ、東京修身學社ヲ興ス、是レ本會ノ創始ナリ、時ニ先生職ヲ文部ニ奉シ、國民教育ノ事ヲ掌リ、一意專心道德ノ振興ニ苦心シ、風俗ノ改善ヲ企圖シ、京橋銀座二丁目ナル幸福安全社ノ樓上ヲ集會所ト定メ、同志ヲ會シ毎月一回修身ノ道ヲ講ス。

爾來先生ハ公務ノ餘暇ヲ以テ、泰西道德書ノ翻譯出版ヲ企テ、二三ノ書ヲ公ニセリ。十年春社員ト謀リ、東京修身學社約規

ヲ定メ、廣々社員ヲ募集スル事トシ、五月靜岡愛知以下五縣下巡回ノ序ヲ以テ、道德振興ノ必要ヲ説キ、各縣ニ贊成者ヲ得テ、始メテ各地方ト氣脈ヲ通スルニ至レリ、會々西南ノ役起リ、戰後ノ經營多端ニシテ、弘道ノ事意ニ任セス、十三年春初メテ雜誌ヲ發行シ、之ヲ會員ニ頒チ、修身學社叢說ト名ケタリ、十四年三月ヨリ毎月講筵ヲ開キ、先生ハいんする一氏ノ道德學ヲ講シ、南摩綱紀翁ハ易經ヲ講シ、汎々聽講ヲ許シタリ。十七年三月東京修身學社ヲ日本講道會ト改稱シ、規約ヲ定メ、先生ハ會長ニ推サレ、南摩翁ハ副會長ニ舉ケラレタリ。

此ニ於テ日本講道會ハ、大ニ斯道ノ振興ヲ以テ任シ、六月道德ノ講演ヲ東京大學講義室ニ開キ、同時ニ豫約法ヲ以テ著譯

書ヲ出版スルコト、シ、「實理哲學」「物理政治相關論」「諸子彙函」等ノ數書ヲ刊行シ、又雑誌ノ題號ヲ講道會叢說ト改メタリ。

時ニ我國勢、歐米ノ文物ニ心醉シ、忠孝ノ大義ヲ顧ミサルニ至ル、先生大ニ之ヲ憂ヘ、十九年十二月大學講義室ニ於テ、三日ニ亘レル大演說ヲ試ミ、大ニ世人ノ耳目ヲ聳動シタリ、二十年二月之ヲ印行ス、日本道德論是ナリ、九月會名ヲ日本弘道會ト改メ、規約十三條ヲ定メ、役員ヲ置キ、事務所ヲ日比谷神宮奉齋會内ニ設ク、次テ十一月築地西村邸内ニ移ス、十二月弘道會雜誌ヲ發行シ、同時ニ常集會及ヒ通俗講談會ヲ開ク、此月日本弘道會大意ヲ刊行セリ、二十一年五月支會規約ヲ定ム、二十二年以降宇都宮、遠江、匝瑳以下八十一

支會設立セシヲ以テ、二十八年五月始メテ第一回總集會ヲ京都ニ開ケリ。

二十三年一月、日本弘道會要領及ヒ信者心得ヲ定ム、三月女子部ヲ置キ、常集會ヲ開キ、婦人弘道叢記ヲ發行シテ、大ニ婦德ノ養成ヲ鼓吹セリ、幾クモナク兩雜誌ヲ合併セリ、二十五年二月ニハ、先生ノ立案ナル日本弘道會相助法ヲ會員ニ頒ツ、五月弘道會雜誌ヲ日本弘道會叢記ト改メ、更ニ日本弘道叢記ト稱ス、三十一年五月四谷部會成ル、三十五年八月西村會長薨去アリシヲ以テ、子爵谷干城君遺囑ニヨリ會長トナル三十六年七月雜誌ヲ弘道ト改稱セリ、之ト同時ニ本會ニ於テハ、常集會及ヒ道話會、茶話會ヲ開ク、又各支會ノ爲ニ講師ヲ派出シ、道徳ノ普及ヲ圖レリ、三十八年十一月、谷會長辭

任アリシヲ以テ、同月伯爵松平直亮君會長トナリ、尋テ四年八月同會長病ノ爲ニ職ヲ辭セラル、ヤ、同月伯爵德川達孝君會長トナリ、以テ今日ニ至レリ。

今ヤ本會ハ修身學社創設以來、將ニ四十年ニ垂ントス、年次隆盛ニ向ヒ、支會認許ノ數百六十餘ヲ以テ算シ、會員萬ヲ以テ數フルニ至ル。

爾來本會ノ活動トシテハ、三十七八年戰役ニ際シ、國民ノ志氣ヲ鼓舞スル爲メ「戰時國民ノ心得」ヲ發行シ、全國各町村ニ頒チ、專ラ志氣ノ振作ヲ圖リ、又講師ヲ各支會ニ派遣シテ、義勇奉公ノ實ヲ舉ケンコトヲ期シ、又「元氣」ト稱スル書ヲ編シテ、之ヲ恤兵部ニ寄セ、女子部ニアリテハ義勇艦隊建設贊助會ヲ開キテ。其純益ヲ海事協會ニ寄セ、又更ニ物品ヲ恤兵部

ニ贈レリ、戰局ノ終了スルヤ、直ニ「戰後國民ノ覺悟」ヲ著シ、以テ國民勤儉ノ美風ヲ養成センコトヲ唱導シ、戰後人情浮薄風俗頽敗セントスルヤ、大ニ之カ匡正ヲ以テ任シ、常集會、通俗講談會等ヲ開キ、之カ救濟ノ方法ヲ講シテ止マス專ラ國民ノ元氣ヲ作興シ、風教ヲ維持センコトヲ務ム、尙近時ノ活動トシテハ（泊翁叢書第一輯、第二輯）ヲ出版シ廣ク之ヲ有志ニ頒チテ本會主旨ノ普及ニ資ス、或ハ雜誌（弘道）ヲ改善シテ會旨ノ普及ト事業ノ振興ヲ圖リ、或ハ本會保護ノ下ニ有志青年部ヲ組織セシム。青年部ハ連月講演又ハ講議會ヲ開キ或ハ助成會ヲ起シテ本會ノ發展活動ヲ助ク畏レ多シモ先帝崩御ニ際シテハ（明治の光）數萬部を發行シ之ヲ一般有志ニ頒布シタリ。大正改元早々ノ政變ニ對シテハ「敢て天下同感の士に告

く」ノ一書ヲ印行シ是亦廣ク天下ニ撒布シタリ。是レ本會力
一ニ會祖ノ遺業ヲ繼キ、時勢ニ鑑ミ以テ國家ニ報セント欲ス
ル所以ナリ。

閑居春

西村茂樹

心からうき世に遠き草のいはを
又たちかくす春かすみかな、
墨田川すみあらしつる柴の戸も
春はみやこの人のとひくる、
浮世をは霞のほかにふりすて、
花さへさひし嵯峨のやま住、
庭櫻咲かすもあらん隱家は
それをしるへに人の問ひ来る、

日本弘道大意

西村茂樹述

○日本弘道會は道德の會なり、道德の事は素より人々自身の心得に在るとなれば、人々能く其身を修め其徳を厚うすれば夫にて事足るべき譯なり、然るに故らに此の如き會を設くる所以は、凡そ人々隔離して別々に徳を行ふときは其の效少なき、衆人合して一體となり徳を行ふときは其の效大なればなり、道德と云ふものは、一人抽んで、最高の徳を行ふよりは、全國一體に中等の徳を行ふを以て勝れりとす、且つ道德の要

は風俗を變化するにあり、風俗變じて善良となるときは、二不德の者ありと雖ども、自然に其風に化せられて善長の民となる、國民皆善良となれば其國は善良の國となるなり、古の聖賢が道を弘むるに汲々たるは之が爲めにして、余が不敏なるも竊かに之に倣はんと欲するなり。

○道德の教には世教（又理教と云ふ）あり、世外教（又宗教と云ふ）あり、世教は専ら現世の道理を主として教を立て、世外教は未來世の禍福を主として教を立つ、支那の儒道・歐洲の哲學は世教なり、印度の佛教・歐洲の耶蘇教は世外教なり、理教宗教の長短得失を論ずるは、極めて重大の事にして、此書の如き小冊の中に論じ盡すべき者に非ず、然れども此の如き困難なる問題は其深きに就きて之を論ずるときは、論ずる

に隨ひ益々困難に陥れども、其淺きに就きて之を論ずるときは、却て明白に眞理を發見するとを得る者なり、先づ宗教の事を言はんに、總て宗教と云ふ者は、佛教耶蘇教回教を問はず、何れも野蠻の民を教化するの道にして、文明の民を教化するの道に非ず、其過去を説き、未來を説き、地獄を説き、天堂を説くが如きは、孰れも無知の民を信ぜしむるの術に非ざるはなし、道理の知識一分を増せば宗教の信仰一分を減ず、宗教の時代去りて道理の時代來るは、慧眼の士の與に信ずる所なり、今日人智の開發往昔に數倍し、猶ほ開發して止まざるの勢あれば、宗教の運命も永く隆盛を保つと能はざるべし、殊に耶教の如きは其説く所の上帝の説、三位一體の説、天父の説、偶像の説の如きは皆我が國體に協はざる者な

れば、之を本邦に行ふ時は、後來大なる國害を生すべきは至て明白なるとなり、又理教の事を言はんに、儒教は其道理を論ずる所は、純然たる理教にして其人を教化する所は、宗教に似たる所あり、故に此教は理教宗教を兼たる如き者にして、其異なる所は、獨り現世の事を説きて來世の事を説かず、平常の事を説きて奇怪の事を説かざるにあり、其現世の教訓は公正明白にして邪僻に陥るの憂なし、惟だ其弊を言へば、後世の學者古經を死守して之を變通することを知らざるに在り、西國の哲學は、其理論の精微詳密なること儒教の及ぶ所に非ず、且つ現今も猶考究の最中なれば、此上何處まで進歩するや料り難し、此點より見るとときは道德の教は悉く他教を棄て、獨り哲學を取るべきに似たり、然れども哲學も亦

専ら之に據り難き所あり、即ち哲學は専ら知識を尊びて、深く實行を問はず、（全く實行を問はざるに非ず、深くの二字に注意すべし）又其學派に依りて各其意見を異にし、唯物家は唯物論の極端に走り、虛靈家は虛靈論の極端に走り、後生をして奉持する所に迷はしむるの憂あり。

○右の理由あるを以て、余は本會の爲めに宗教を棄て、理教を用ふることを決せり、已に理教を用ふるときは、儒學哲學の一に定めざるべからず、儒教に定めんか、其固陋の病あるを如何せん、哲學に定めんか、諸家各其意見を主張して歸宿する所なきを如何せん、余は之に付き、數年來反覆熟考せしが、終に一の斷案を定め得たり、儒教は固陋なりと雖ども、是れ其註釋の方法の拙なる者にして、若し善く註釋を下すと

きは、十分今日に活用することを得べし、哲學は諸家の説に就きて別々に之を見るときは、千態萬状なるが如しこと雖ども、古今に通じて之を觀るときは、亦諸家共に同一に歸する所あり、更に儒教哲學とを合せて之を觀るに、其形迹の上より言ふときは、表裏精粗甚だ其狀を異にすれども、其精神に就て之を見るときは、二教初より大に相異なる者なし、儒教天命を説く、哲學亦天命を説く（宗教家の言に同じからず）、儒教道心を説く、哲學亦道心を説く、儒道仁義禮智を説く、哲學亦仁義禮智を説く、儒道克己修養を説く、哲學亦克己修養を説く、儒道君臣父子夫婦兄弟朋友、處世接人の道を説く、哲學亦父子君民夫婦兄弟朋友處世接人の道を説く、儒道致知格物誠意正心修身治國平天下の道を説く、哲學亦格物正心修身治

國社會交際の道を説く、儒道古人の異言怪行を説かず、哲學亦異言怪行を説かず、儒道地獄天堂を説かず、哲學亦地獄天堂を説かず、然れば此二教の精神の在る所は知るべきのみ、故に余は二教の精神を探りて其形迹を略し、是を以て本邦道德の基礎を立んと欲するなり、既に二教の精神を探ると定めたる上は、儒道哲學の如き名目は固より之を探ることなし、既に其名目を取らざるときは、其據る所は何物なるかと問はゞ、余輩が依る所の根據は唯二個あるのみ、曰く道理なり、曰く事實なり、道理は古往今來流行して息まざるの理にして、或は眞理と稱し、或は天理と稱する者なり、事實は人類の毀譽禍福興廢成敗の迹にして、或は人事又は事迹と稱する者是なり、此二者を觀ること明白確實なるときは、世界の萬

物萬事皆明白確實なることを得べくして、諸教の長短得失も亦明かに之を領會することを得べし、然れども道理と事實とは自己の想像を以て之を定むべき者に非ず、必ず諸教（殊に儒教と哲學）と歴史との力に頼りて之を知ることを得べし、蓋し儒教（並に支那の諸子）と哲學とは道理の精粹を聚めたる者なれば、今日に至るまで天地間に流行せる道理は盡く包括して漏らす事なしと言ふも可なり、殊に儒道の如きは本邦に行はるゝこと一千五百餘年、國民の道德を造りて國の位格を保ちたる者なれば、今日に當りて其探るべき所大に他教よりも多きは、亦理の宜しく然るべき所なり、學者能く此二學の義に通じて、更に之を古今の事實に照らして默想深思するときは天地の眞理を知ることを得べく、道德の基礎を立つることを

得べし、宗教の如きも其奇怪の説と未來世の説とを除くときは亦探るべきの言多ければ、是又其書を熟讀して道理と事實とに合ふ者は之を探り、以て我が考究の助と爲すべきなり。
○或人問ふ、先生の道德主義は、儒道と哲學との形迹を略して其精神を探ると言はゞ、世に所謂折中主義と稱する者なるか、答へて曰く、余が道德の主義には名目なし、單に之を道德と稱して可なるべし、若し強て其名を命ぜんと欲せば之を歸納主義と言ふべし、折中主義と言ふべからず、折中とは長一尺の物を中より折りて五寸づゝとすることにて、例へば、甲の學士は人の性は善なりと言ひ、乙の學士は人の性は惡なりと言ふことあらんに、折中家は兩説を半分づゝ採用し人の性は無レ善無ニ不善」と言ふが學き是なり、此性善の論などは折

中するも不都合なけれども、或は折中せんとするも事實爲し難きことあり、例へば甲論者は婦人夫死すれば再嫁すべからずと言ひ、乙論者は夫死するの後は再嫁するも道に違ふことなしと言ふが如きは、若し兩説を折中するときは、如何なる説を立て可なるべきや、又甲論は國の主權は君にありと言ひ、乙論は國の主權は民に在りと言ふとあらんに之を折中せば如何ん、若し國の主權は君にもあらず、民にもあらず、其中間の貴族に在りと言はず實に不條理の論となるべし、故に道德を説くに折中主義を取るときは大なる過誤に陥ることあるべし、歸納と云ふは之に異にして數多の事實を聚合し、其歸宿したる所を取りて正當の道理と定むる者にして、西國の哲學家が最も貴重する所の論法なり、例へば今若し我れ他人

を誹謗すれば他人亦我れを誹謗し、我れ他人を罵れば他人亦我れを罵る、古今東西に通じ、人類の數は幾億萬人なるを知るべからずと雖ども、一も此法則に違ふ者なし、此の如き夥しき事實を收合し、一言以て之を戒むるの訓語あり、曰く言悖而出者亦悖而入と、以て此訓語の眞理に合ふと悟るべし、又世間に貨財を得んと欲する者、正當の方法に依らずして、或は欺騙を行ひ、或は暴力を用ひ、一時鉅多の財を攫取するとわるも、衆人の怨怒其人の一身に聚まり、遂に非常の損失を爲し、其初め心思を勞して爲したる欺騙暴力は、皆其身に禍するの種子となるなり、天下の廣きを通覽するに、此の如き事實證例幾千萬あるや量り難し、此の如き夥しき事實を一言の中に歸納して人を戒むるの訓言あり、曰く貨悖而入者亦悖而

出と、以て此訓語の眞理に協ふとを領會すべし、右二條は聖賢の千萬言中の一二を擧げて之を示したる者にして、此他諸教の經論中眞理に協へるの訓語は猶甚だ夥しきことなり、又「孟子」の語に以レ大事レ小者樂レ天者也、以レ小事レ大者畏レ天者也、樂レ天者保_ニ天下。畏_ニ天者保_ニ其國と云へるが如きは或は事實に適合するともあり、或は適合せざるともあれば歸納の法を以て言ふときは、之を完全の論法と稱するとを得ざるなり、以上述ぶる所に由り、余が道德の基礎を立つるに折中法を取らずして歸納法を取りたる理由を知るべし。

○凡そ道德には學と教との二あり、學は自身にて學問する、とにして、教は他人を教化するとなり、先づ自身に道德の道を學び、天地の眞理に洞徹し、千古の人事に貫通したる上に

て後に他人を教化するを以て、正當の順序とするとなれども、天地の眞理と云ふものは容易に窮め盡すとを得べき者に非ず、既に西國にては、希臘の時より以來二千餘年の間哲學家代るゝ出て眞理を考究すれども、今日に至るまで其論未だ一定に歸せず、或は唯物なりと言ひ、或は虛靈なりと言ひ、或は有神と言ひ、或は無神と言ひ、或は一元と言ひ、或は數元と言ひ、其歸着する所を知らず、其歸着する所を得ざるは、未だ眞理を窮め盡さざるの證なり、故に眞理に洞徹するのに非ざれば他人を教化すると能はずと言はゞ、獨り己が一生涯のみならず、幾生を易ふるも他人を教化するの期はなきことなり、果して此の如くならば、道德の學は實に迂闊にして世間に益なき者と云ふも可なるべし、是を以て余は道德の學

と教とを分ちて二様の仕事と爲し、學問に志す者は古今に貫穿し、東西に博通し、人智の到る所を極め以て、道徳の極致に達せんことを務むべし、教化に志す者は此の如き深淵の學問を爲すことを要せず、唯だ古聖賢の訓言を尊奉し、日夜孜々として之を我身に踐行し、兼て公衆の民を開諭して、道徳の界域の内に入らしめ、小にして一身一家を改善し、大にして一國一社會の風俗輿論を改善せんことを務むべし、甲の事業は人々銘々の心掛に在ることにして、會員皆之を爲すべしと言ふに非ず、乙の事業は専ら弘道會の行ふべき事にして、會員たる者は盡く此心掛あらんことを要す、故に本會大體の趣意は敢て精緻博大の學問を爲することを要せず（是を爲す者あらば更に善し）、唯だ専ら實行を勉め、兼て社會の道徳を高くす

ることを以て目的とせんことを要するなり。

○古より東西の聖賢が教訓を垂るゝの名語は數千萬言に下らざるべしと雖ども、其歸する所を要すれば（即ち歸納法）左の五條に過ぎず（一）に曰く我身の位格を高くす（二）に曰く一家を和合す（三）に曰く一郷を輯睦す、（四）に曰く一國を安全にす（五）に曰く天下を治平す、善く此五事を行ひ得れば道徳の事業は盡くせりと云ふべし、故に吾が弘道會に於ても此五條を目的として、務めて之に達せんことを求むるなり、先づ第一に我身の位格を高くせんとするには、先づ位格と云ふ事を知らざるべからず、凡そ人間の位格は智徳の高下に依りて定る者にして、智徳の高き者は位格の高き者なり、智徳の低きものは位格の低き者なり、官位爵祿の如きは、人の位格を高

低すること能はざる者なり、伊藤仁齋、貝原益軒の如き、夫より稍降りて佐藤信淵、二宮尊徳の如きは其人爵を言へば、無位無官にして至つて卑賤なれども、其人の人格の高きとは王侯貴人の上に出で、世の王侯貴人之と肩を比せんと欲するも能はざるなり、彼平宗盛、源頼家の如き、又は足利義教、豊臣秀次の如きは、其人爵より云ふときは高位貴人と稱すべしと雖ども、其人の品格より言ふときは、甚だ下等に在るを以て、匹夫も之と並べ稱せらるゝを恥づるなり、是を以て人身位格の高下は如何なる物と云ふとを知るべきとなり、吾が弘道會員は縱令伊藤等の四君子に及ばざるも、能く其身の位格を保持し、一郷に在りては一郷の尊重を受け、公衆の賤侮を受けざる様心掛け度きとなり、世に幸福を以て道德の目的

とする者あり、此言は動もすれば、世人の誤解を生ずる者なれば、余は此言を取らざるなり、道徳者は固より幸福を得る者多けれども、若し幸福のみを以て道徳を目的とするときは、世人已に徳を修むるとを知らず、偏に幸福を求むるに汲々とし、或は投機を以て利を得んと欲し、或は賄賂を以て官を得んと欲する者無きを保し難し、故に余は我身の位格を高くするを以て道徳の目的と爲せり、我身の位格衆人に勝れて高崇なるときは、一身の幸福之に過ぐる者なし、是れ幸福を求めずして自然に幸福を得るの道なり、利祿を以て幸福とするが如きは眞に俗人の見にして、吾が弘道會の取らざる所なり、我身の位格を高くせんとせば、先づ一身の道徳を行はざるべからず、一身の道徳には八善あり八戒あり、何をか八善

と云ふ、（一）に曰く誠信、（二）に曰く仁慈、（三）に曰く正義（義俠之より生ず）、（四）に曰く堅忍、（五）に曰く勤勉、（六）に曰く剛毅、（七）に曰く廉潔、（八）に曰く節儉是なり、（此八德の中勤勉節儉剛毅堅忍の解は日本道德論第五節に詳なり、何をか八戒と云ふ、（一）に曰く虛偽、（二）に曰く過酒、（三）に曰く淫佚、（四）に曰く忿怒、（五）に曰く貪慾、（六）に曰く妬忌、（七）に曰く懦弱（怠惰之より生ず）、（八）に曰く傲慢是なり、此十六條は我身の位格の高低する所以にして、若し八戒を慎まざれば、我身の位格甚だ卑低となりて公衆に賤侮厭忌せらる、八善を行ひ八戒を慎むときは、我身の位格高崇となり、公衆に敬重親愛せらる、道德に志す者は深く之を考へざるべからざるなり。

○第二、一家を和合すと云ふは、一家は社會の小なる者にして一家の和合するは一國の和合する初なり「詩經」に妻子好合、如レ鼓琴瑟。兄弟既翕、和樂且耽、宜爾室家、樂爾妻孥一とあり、凡そ人間の快樂は一家の和睦に及ぶ者なし、縱令高位に登り、鉅萬の富を擁するとも、一家和熟せざれば幸福の人と稱すべからず、一家の和熟を欲すれば、一家の人皆道徳を行はざるべからず、一家の道徳は、父慈、子孝、兄愛、弟敬、夫和、妻柔、姑慈、婦聽の八徳是なり（此八徳に一々註釋を下すべきなれども、長文となるを以て之を略す）是は「晏子春秋」に出たる訓語にして、原文には此外に君令臣共の二徳あれども今之を刪れり、人の倫理に付きては、和漢の儒者多く「孟子」の父子有レ親、君臣有レ義、夫婦有レ別、長幼有

レ序、朋友有レ信の語を以て至極の良訓として之を尊奉すれども、之を事實に徵するときは「晏子」の言の却て勝れるを覺ゆ、故に余は孟子の言を取らずして晏子の言を探れり、現今本邦の社會の有様にては、此外に尙ほ家主と僕婢との道德を加へざるべからず、方今國中に家主となり僕婢となる者、幾百萬人に下らざるべし、故に其人の爲めに訓誡を設くるは、極めて必要の事なるべし、故に余は晏子の八句の外に更に家主恩、僕婢忠の二句を加へんと欲するなり、支那の教は殊に家倫を重んじ、「朱子」が白鹿洞書院掲示に、五倫の目を擧げ、學者學レ之而已矣と云ふに至れり、然れども博く天下の道理を考ふるに、學問と云ふ者は決して倫理を學ぶのみに止まらざるとは、今日の人は大抵領會せるならん、然れども倫理は實

に大切の者にして孝弟其爲レ仁之本歟と云ひ、求忠臣必於ニ孝子之門」と言ふが如きは、實に誤なきの訓語と云ふべし、殊に近年本邦にては人情輕薄に陥りたれば、一層篤く倫理を講ずるとは、道德に志す者の先務なるべし、惟だ支那の教は一方に偏重にして一方に偏輕するの病あり、例へば男子は妾媵數人を置くも之を問ふとなくして、婦人は夫死不レ嫁の訓あり、子甚宜ニ其妻、父母不レ悅出、子不レ宜ニ其妻、父母曰ニ是善事レ我、子行ニ夫婦之禮焉、沒レ身不レ衰の訓語の如きは之を偏重偏輕と言はざるべからず、故に家倫の教に至りては、宜しく東西の訓語を對照し、之を道理と事實とに考へ、以て其宜きに從はずるべからざるなり、此正面の道理の外、余は今日の時勢に應じて、別に一家の不熟を豫防するの法を案出せり、(其一)は

隠居の法を廢す、（其二）は父子其居を異にす、（其三）は蓄妾の風を禁ず、是なり、（此事は日本道德論に其大要を言ひたれども、其活法に至りては更に別に論述するあるべし）、

○第三、一郷を輯睦す、一郷とは一家と一國との間に在りて、或は市と稱し、或は町と稱し、或は村と稱する者なり、（時に依りては郡をも稱するとあり）、一國の治安は、一郷の治安の集まりて成る所なれば、一郷の和睦は決して忽にすべからざるものとなり、一郷を和睦するの法は、宋の藍田の呂氏の郷約法を宜しとすべきに似たり、曰く、凡同約者、德業相勸、過失相規、禮俗相交、患難相卹、有レ善則書ニ干籍。有レ過則若違レ約者亦書レ之、三犯而行レ罰、不レ悛者絶レ之とあり、是れ其大綱にして、之に附屬せる詳細の解釋あり、皆これを實地に

行ふべし、凡そ一郷の爲めに利益を謀り、禍害を防がんとするは、一體團結に非ざれば、其效を奏すると能はず、一郷、全團結を爲さんとする者は、人々個々の小利害を棄て、一郷、全體の大利害を目的と爲さざるべからず、人々一個の小利害を争ふと、一郷の大利害を謀るとは、是れ智者愚者の分るゝ所なり、余嘗て藍田呂氏の法に倣ひ、今日に行ふべき一郷輯睦の法を述べたり、其大要是先づ之れを禍害を防ぐと、善事を勧むるとの二綱に分ち、甲の綱を四目に分つ、（其一）相談仲間を定む、（其二）貯蓄の法を定む、（其三）凶年に豫備す、（其四）水火盜賊に備ふ、乙の綱を九目に分つ、（其一）國民の義務を教ふ、（其二）教育を勧む、（其三）貧人に施與す、（其四）公益の事業に出金す、（其五）人の患難を救ふ、（其六）人の憂苦

を慰む、（其七）人の紛議を解く、（其八）人の善事を稱揚す、（其九）國役を勤むる者を優待す、是なり、（其詳なるとは日本道德論に出づ）、近日政府にて市町村制を布かれ、人民の自治を許されたれば、道德者が一郷和睦の事を行ふには極めて大なる便利を得たり。

○第四、一國を安全にす、凡そ道德の理は、千古に亘りて變ずる事なしと雖ども、時勢の變遷に應じて道德中の條目の或る部分を重くし、或る部分を輕くするは、自然の勢にして、此の如くならざれば、道德は時勢と伴はずして、竟に死物となると免かれざるなり。本邦近年外國との交渉日に繁く、西洋人が其欲望を東洋に向けたる事實も漸々明白となりしは、國人の皆知る所なり、況や官吏學士の洋風に沈醉する者

猶は多く、洋教が駆々として國中に入るの勢日に甚だしく、國民が奢侈に長じて、國貨を外國に投する者少しも已まざるの時に於てをや、此の如き時勢となりたる上は、道德の條目中に於て此第四條（一國を安全にす）は他の條目に勝れて最も重大の條目となれり、故に我日本人たる者は、同舟海を涉るの想を爲し、親和結合して此險惡なる世界に屹立し、金剛無缺の皇國を保護せざるべからざるなり、日本國民を大別して二と爲す、一を官吏と云ひ、二を衆庶と云ふ、官吏は官吏の道あり、衆庶は衆庶の道あり、然れども、國民たる上より見るときは、其國に對して盡すべき道は、官吏も衆庶も共に同一にして差異あることなし、國民德性の良善なる者八あり、（其一）は皇室を尊戴す、（其二）は愛國心、（其三）は進取

の氣、（其四）は信義、（其五）は忍耐、（其六）は剛毅、（其七）
は節儉、（其八）は勤勉なり、凡そ我國民たる者は官吏軍人衆
庶の別なく、共に此八德を勉め行はざるべからざるなり、（八
德の解は日本道德論に出づ）、國民の品性此の如くなれば、小
にして、其國を保護安全にするを得べし、大にしては、其
國の光輝を四方に輝かすとを得べし、又國民品性の不良にし
て、其國を腐敗せしむべき者は、（其一）は奢侈、（其二）は輕
躁、（其三）は浮薄、（其四）は遊佚、（其五）は怠惰、（其六）は
柔弱、（其七）は見利忘義、（其八）は尊外賤内是なり、國
民の品性此の如くなれば、小にしては他國の輕侮を受け、大
にしては其國を削弱侵奪せらる、故に我國民たる者は、官吏
軍人衆庶の別なく、戒めて之を除き去らんことを求めざるべ

からず、

○第五、天下を治平す、又是を世界の人民を良善にすと云ふ
べし、此條は空漠なる妄想なりと嘲る人もあるべし、然れど
既に我が國民を教化したる後、他國の民の邪説に惑ふ者を開
諭して正道に歸せしむるは、道德擴張の順序にして、亦決し
て爲し難きの事に非ず、已に宗教の如きは何れも其目的を以
て其教を擴張し居れり、若し幾百年の後、日本に道德學の豪
傑、傑出で、道理教を説きて隣國の民を教化することあらば、亦
本會の志なり、萬一本會中より此の如き豪傑を出すことあら
ば、實に本會の欣喜に堪へざる所なり。

○以上は道德に關せる條目の大要を擧げたり、此外更に言は
ざるべからざるは智の事なり、今日道德の衰へたるは、全く

人心の浮薄に赴きしに因ることなれども、一は世の道德家と云ふ者多くは迂闊固陋にして世事に通ぜざるの招く所なり、智は支那の三徳にも五常にも、希臘の四徳にも之を擧げ、古來より至て貴き徳と定めたる者なり、然るに後世の道德家と稱せらるゝ者は、其行は端正なるも多くは智慮に乏しく、家に在りては家産を治むること能はず、官に在りては職務を理すること能はざる者は誠に歎息すべきことなり、吾が弘道會の會員は能く此短處に注意し、身を修め、人に接し、事を處するに、一に道德を以て本とし、智を以て之を助け、本末兼舉らんことを望むなり。

道德は又信と治心と知命とを大切の事とす、世人信を以て獨り宗教の事とするは誤なり、宗教は不レ知而先信する者なり、

理教は先知而後信する者なり、則ち信すべきの理あるに由りて之を信するなり、孔子曰、篤信好レ學、守レ死善レ道と云ふは是なり、古の賢人君子、富貴を輕んじ、身命を輕んじ、夷然として道を行ひ、少しも疑はざる者は其道を信ずると篤ければなり「子張」の語に執レ德不レ弘、信レ道不レ篤焉能爲レ有、焉能爲レ亡と言へるが如く、道を信ずると雖ども、其信篤からざれば、亦堅く之を守ること能はざるなり、治心とは俗に心膽ぎを鍊ると云ふが如き是なり、「孟子」の四十不レ動レ心と云ひ、「范文正公」が、其於_ニ富貴貧賤毀譽歡戚_ニ不_ニ動_ニ其心_ニと云ふが如きは、皆治心の功の成りたる上のとにて、常人は容易に之に及び難きとなれども、亦常に工夫して茲に至らんとを求めるべからざるなり、此信と治心とは一連帶の事にして、

道を信ずるが故に、道徳を以て我心を鍛錬するを得るとにして、道を信ぜざれば我心を治むると能はず、心を治めざれば道を信すると篤きと能はざるべし、知命とは「論語」に不レ知レ命無^ミ以爲君子也と云ひ、「孟子」に莫レ非^レ命也順受^ニ其正^一とあり、實に知命と不知命と順受と不順受とは賢者と愚者との分かる所にして道を學ぶ者の最も審にせざるべからざる所なり、然れども孔子も五十知^ニ天命^一とあれば、此地位は學問の上乘にして容易に達し得べきの境に非ずと雖も、道徳に志す者は亦初より此心掛なかるべからざるなり。

○以上數章は汎く日本弘道會の會意を述べたる者なり、以下は専ら弘道會々友の爲めに其心得となるべき者を言はんと欲す、但し其條目の整備を要するが爲めに前文と重複せる所あ

り。

- 第一條 日本弘道會は宗教を以て根據とせずして理教を以て根據とす、理教を根據とすと雖ども、其名を取らずして其實を取る、名とは儒教と云ひ、哲學と云ふが如き是なり、實とは道理(又天理とも眞理とも言ふ)是なり、道理に合ふの語は宗教の言と雖ども亦之を取る、道理に合はざるの語は、儒哲の言と雖ども亦之を取らず、道理を定むるの法如何ん、事實を聚合し歸納の論理法を以て之を定む。
- 第二條 所謂道理即ち眞理は之を全世界に求むべし、或は支那或は印度或は歐羅巴の一局に偏し、其知る所のみを以て道理を定むるは本會の取らざる所なり。
- 第三條 國民は尊皇愛國を以て精神と爲し、常に本國の安

危、盛衰を以て己が任と爲すべし、外國との交渉に於ては殊に然り、平日於て納稅兵役等の義務を盡すは勿論のとなり。

○第四條 道徳は精神の如く、學術工藝は手足の如し、人たる者文明の學術工藝を知らざれば、身を立て世を利すると能はず、故に道徳は素より至重なる者なれども、文明の學術工藝は亦之を貴重せざるべからず。

○第五條 世人の事理を論ずる、輒もすれば一方に偏し易し、或は固陋に偏し、或は躁進に走り、或は高妙に失し、或は卑近に陥る、本會の如きは務めて中道を守り、一邊に偏せざらんことを求むべし。

○第六條 道徳は智を以て之を運用せざるべからず、道徳にして智なきときは食物を調製するに鹽なきが如し、道徳は又

信と治心とを必要とす、道を知るのみにて之を信ぜざれば金庫を造りて錠を缺くが如し、道を學びたるのみにて、心を治めざれば鐵を燒きて之を鍛鍊せざるが如し。

○第七條 道徳は生産と相伴はざるべからず、何程道徳を行はんとするも衣食足らずしては其實效を見ると能はず、故に會員たる者は道徳を務むると同時に亦殖產理財の事を務めざるべからず。

○第八條 本邦古より他國の凌辱を受けざるは、武を以て國を立てたる故なり、近年上下一般尙武の風大に衰ふ、今日の如き吞噬世界に立ち、尙武の風の衰ふるは尤も憂ふべきことなり、本會々員は何れも武風再興の事を心掛けざるべからざるなり。

○第九條 國民は國法を知らざるべからず、故に本會々員は道徳を講究すると與に亦國の諸法律を講明せざるべからず、町村に於ては講明の方法を設くること殊に必要なり。

○第十條 本會は實行を主として空論を忌み、平易を本とし、怪僻を惡む、其論何程高妙なりとも、之を實際に行ひて害ある者は之を取らず、近年政治法律を論ずる者多く、其中或は詭辯を以て庸人を迷はす者あり、是れ本會の深く恐るゝ所なり。

○第十一條 國民の風俗を改良する殊に道德者の宜しく勉むべき所なり、現今國中風俗の改良すべき者甚多し、或は其易き者よりするか、或は其甚しき者よりするか、何れなりとも人々の見込次第改良に着手せんことを要す。

○第十二條 本會は教化を主とす、一人を教化して道に向はしむるも其國益を爲すこと少からず、若し一町一村の人民を教化し道徳の町村と爲さしむるときは、其功甚だ大なりと云ふべし。

○第十三條 人心の同じからざるは其面の如し、同じく道を信する人と雖ども、其本源より枝葉に至るまで毫も異論なからんことを望むは、決して能はざる所なり、若し本末大小盡く異論なき者に非ざれば會友となること能はずと言はゞ、到底道徳會は成立すること能はざるべし、故に世の君子若し大體に於て本會の旨趣に違ふことなくんば、協同一致して道徳振興の業に從事せんことを望む。

○第十四條 本會固より宗教に從はず、儒哲の名を探らず、

然れども孔子、子思、孟子、瑣氏ソクラテス、布氏プラト、亞立氏アリスト、釋迦、耶蘇の如きは其智德萬衆に卓越せる聖人なれば、之を尊重敬禮せざるべからず、其他の賢人君子も其學徳に應じて相應に尊敬せざるべからず、若し是等の聖人を誹謗する者あらば、道徳に背くの人として之を擯斥せざるを得ず。

○第十五條 世間固より道徳に背く者あり、邪說に迷ふ者あり然れども余は是等の人を惡まずして却て之を憐むなり、本會の會員は是等の人の行爲を攻擊することなく、務めて之を開諭して正道に歸せしめんことを求むべきなり。

○第十六條 本會と會友は何れも同志の友なれば、常に相親み互に研究切磋して其身の益を求むべし、然るときは六條の利益あり、（六條の利益は日本道德論に詳なり）、然れども其

交際は淡如レ水なるべし、甘如レ醴なるべからず。

○第十七條 凡そ國中に於て道徳を主として建る所の敎學類にして、其大意に於て本會の旨趣に戻るとなき者は、縱令之と合併するに至らざるも、亦之を助けて國民道德の高進を計るべし、些少の差異を摘して之を排撃すべからず。

○以上日本弘道會の大意なり、近日會友及び其他の諸君より本會の大意を記述せんことを乞はるゝ者多きに由り、之を筆錄すこと右の如し、猶其詳なる事は余が著述せる日本道德論及び修身學社叢說以下の雑誌に出たる諸説を讀みて之を領會せらるべし。（完）

明治二十二年十一月

日本弘道會規約

(明治四十三年五月改定)

第一條 本會ノ主旨ハ邦人ノ道德ヲ高クシ國家ノ基礎ヲ鞏固ニスルニアリ
第二條 本會ノ主旨ヲ贊成スル者ハ身分ノ何タルト學派ノ何タルトヲ問ハズ會員タルコトヲ得

第三條 入會ヲ望ム者ハ族籍職業(官吏ナレバ官名)姓名(爵位勳等アルモノハ之ヲ記ス)年齢住所ヲ記シテ本會ニ送ルベシ本會ニテ入會ヲ承認シタルトキハ會員タルノ證票ヲ贈付スベシ

但本文ノ諸件ニ異動ヲ生ジタルトキハ其都度本會ニ通報スベシ
第四條 入會セントスル者ハ會員ノ紹介ヲ經ベシ若シ會員ニ知人ナキトキハ本會ニ問合スベシ

第五條 皇族ヲ仰テ推戴名譽會員トス

第六條 會員ハ名譽會員、特別會員、協贊會員、終身會員、通常會員ノ五種トス

名譽會員ハ本會又ハ國家ニ功勞アリシ德望家ヲ推薦スルモノトス特別會員、協贊會員ノ區別ハ本會ニ於テ之ヲ定ム
終身會員ハ一時金貳拾五圓以上ヲ納メタルモノトス
但シ其金額ハ一ヶ年内二回ニ納ムルモ妨ケナシ

第七條 本會ノ職員ハ左ノ如シ

會長	一名	副會長	一名
評議員	十五名	理事	四名
編輯主任	一名	書記	若干名
講師	若干名	委員	若干名
財務監督	一名	財務監查	二名

會長副會長ハ評議員及ビ各支會代表者ノ投票ヲ以テ推選ス評議員、理事、編輯主任、講師及ビ委員ハ會長之ヲ囁託シ書記ハ之ヲ任命ス

財務監督及ビ財務監查ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囁託ス
第八條 財務監督、財務監查、評議員及ビ理事ノ任期ハ二ヶ年トス

日本弘道會規約

五〇

但シ重任スルコトヲ得

第九條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ會務ノ報告ヲナシ必要ノ事項ヲ協議ス
本會ハ時々講演會又ハ懇話會ヲ開催スルモノトス

第十條 本會ハ毎月一回雜誌ヲ發行シテ會員ニ頒ツ

第十一條 會員ハ其地方ニ支會ヲ設ケルコトヲ得其規則ハ別ニ定メタル所ニ依ル

第十二條 特別會員通常會員ハ會費トシテ一ヶ年金壹圓八拾錢以上ヲ前納スベシ
但一家ニテ二人入會シ雜誌一部ヲ要スル者ハ二人ニシテ一人半ノ會費ヲ出ス

ベシ三人以上皆此割合タルベシ

第十三條 退會セント欲スル者ハ其事由ヲ記シ證票ヲ添ヘテ届出ベシ
但シ支會ニ屬スル本會員ハ必ず其支會ヲ經由スベシ

第十四條 會員中若シ本會ノ體面ヲ汚スト認ムル者アルトキハ除名スベシ

第十五條 退會又ハ除名者ニ對シテハ既納ノ會費ヲ還付セザルモノトス

日本弘道會女子部規約

(明治四十年四月改正)

第一條 本部ノ主旨ハ本邦女子ノ道德ヲ進メ合セテ其品位ヲ高クセントスルニアリ

第二條 本部ノ職員ハ左ノ如シ

部長	一名	評議員	十五名
理事	四名	書記	若干名
講師	若干名	委員	若干名

部長ハ評議員ノ公選トシ評議員、理事、講師、委員ハ會長之ヲ囁託シ書記ハ之ヲ任命ス

第三條 評議員、理事ノ任期ハ二ヶ年トス但シ重任スルコトヲ得

第四條 本部ノ集會ニハ會員外ノ男子ハ傍聽ヲ禁ズ

第五條 本規約ニ規定セザルモノハ總テ本會規約ニ據ル

日本弘道會女子部規約

五一

日本弘道會支會規約

(明治四十一年五月改正)

第一條 本會ノ主旨ヲ翼賛シ支會ヲ設立セント欲スル者ハ其規約書ヲ添ヘ本會ノ認許ヲ請フベシ

但シ支會ヲ設立セントスルトキハ其地方在住本會々員拾名以上ノ連署ヲ以テ申請スルモノトス

第二條 支會ハ日本弘道會何々(國郡地名及び村名)支會ト稱スペシ支會ハ成ルベク女子部ヲ設置スベシ

第三條 支會正副會長ハ支會員ノ公選ニ依リ本會長之ニ承認狀ヲ交付スルモノトシ幹事以下ノ選任及ビ正副會長以下任期ハ支會ノ適宜トス但シ支會役員トナル者ハ本會々員ニ限ル

第四條 支會限リノ會員ヲ準會員トシ本會ヨリ證票并ニ雜誌ヲ交付セズ但シ雜誌ヲ要スル者ハ實費ヲ納ムベシ

- 第五條 支會經費補助トシテ本會ヨリ會費ノ二割ヲ交付スルモノトス
但シ准會員ヨリ徵收スル會費ハ總テ支會ノ適宜トス
- 第六條 本會員タルモノハ成ルベク其附近ノ支會ニ加入スベシ
- 第七條 支會ハ其會員ノ異動及び其他ノ事件ヲ時々本會ニ報告スベシ
- 第八條 支會ニ於テ本會員十名以内ニ減ズルトキハ本會ハ支會ノ取扱ヲ停止スルコトアルベシ

○日本弘道會事業概要及各支會の顯著なる事業

日本弘道會にては、道德振興の目的として、事業を左の如く種別して、年次之に普及擴張を圖りつゝあり。

道德講究 道德の講究闡明を期す。

本會及各支會事業概要

雜誌發行

毎月一回雜誌「弘道」を發行し、道德の普及を圖り、斯道研究の資に供す。

女徳修養

特に女子部を設け、婦人會員の爲めに講演を開き、本會雜誌「弘道」家庭欄に於て女徳、家政、兒童保育、看護、衛生等、賢母良妻たるに必要な講話を掲げ、家庭教育の資料に供す。

巡回講話

本會の必要又は地方の要求に應じ、講師を派遣し斯道の隆興を謀る。

徳義講演

常集會を開き、道德の講演及び談話をなす。

通俗講話

通俗講話幻燈會等を開き、公衆を誘導す。

道徳調査

道徳に關する諸般の事項を調査す。

臨時講習

國民の精神修養に必要な學術を講習す。

興風正俗

德風を振興し、汚俗を矯正せんことを期す。

圖書印行

道德上有益なる先哲の圖書を印行す。

書籍編纂

道德に關する書籍を編纂して臨時刊行す。

弘道文庫

道德に關する圖書を蒐集し、斯道研究の資に供す。

善行表彰

善行者を表彰し、其功績を顯揚す。

支會設置

支會は各府縣を通じ認許せし者、既に百五十一

個に及び、北海道、臺灣、朝鮮に各一個の設あり。

又支會の事業は、本會の事業に準じて、各地方の便宜に從ひ、道義の鼓吹と風俗の改良とを主とし常に講演會を開き、通俗講話、幻燈會などを催し、時には本部より講師の派出を請ふ

て、道徳上の講話を開き、或は又數會聯合して集會を催し、婦人部をも設けて、婦徳の養成、家庭の改良等を圖りつゝあり。尙ほ時宜に應じ、土地の狀況に從ふて、實業上の發展進歩を圖ることを期し、之が基礎を道徳上に据へしめ、諸種の組合を設け其他印刷物を配布して道義の鼓吹を企て、或は堅實なる道徳主義に基き學校を經營し地方の文化を資けつゝあり、今其事業中顯著なるもの二三を擧ぐれば左の如し。

黒須銀行（埼玉縣入間郡豊岡町黒須支會）

同積善組合（同上）

飽海支會看護法講習會（山形縣飽海郡酒田町）

小田原支會信用組合（神奈川縣小田原町）

宇都宮支會相助法（栃木縣宇都宮市松峯町）
釜山支會圖書館（韓國釜山浦西山下町）
内野支會圖書館（新潟縣西蒲原郡内野村）

又會員經營の事業左の如し。

双松學舍（遠江支會副支會長橋本孫一郎氏經營）
有恒學舍（新潟縣中頸城郡針村增村度次氏經營）
農學塾（東部支會長渡邊操氏經營）
華洲塾（結城支會長渡邊武助氏經營）
岩清水信用組合（奈良縣宇陀支會員岡林彌三郎氏經營）
本鄉信用組合（同會員神野德太郎氏經營）

○本會役員姓名

役員

東京市芝區三田綱町一番地
同市四谷區元町五八
同市四谷區荒木町二七
同市本鄉區駒込富士前町十九
同市麹町區飯田町六丁目十八番地
東京市芝區三田綱町一番地
同市本鄉區駒込林町百五番地
埼玉縣入間郡霞ヶ關村

顧問伯爵德川達孝
常任理事平塚唯鳩
書記本間和一郎
會長伯爵德川直亮
理事石川小一郎

評議員（イロハ順）

東京市麻布區飯倉五丁目
同市本鄉區駒込林町二十一番地
同市本鄉區駒込林町百五番地
同市同區弓町二丁目
同市牛込區若宮町二十九番地
東京府豐多摩郡澁谷町中澁谷五百九十一番地
東京市麹町區富士見町六丁目四番地
同市小石川區大塚町七十番地
同市神田區西小川町一丁目一番地
東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町九百二番地
東京市牛込區市谷佐土原町三丁目二十一番地
同市麹町區四番町十三番地

池田謙藏
發智庄平
辻大給近孝
内田新次
工藤周平
藤周一
福來友吉
松平乘記
作安文朗
當朔文吉
福來承記
松平承記
藤周一
周平承記
新次承記

候爵徳川賴倫
工學士中條精一郎
男子爵大給近孝
女子爵辻大給近孝
文學博士内田新次
文學士湯本武比古
文學士三輪田元道

本會役員姓名

六〇

女子部理事（イロハ順）

東京市本郷區駒込林町二十一番地
同 市赤坂區檜木町二十番地
同 市神田區岩本町二十二番地
同 市牛込區新小川町一丁目五番地

女子部評議員（イロハ順）

東京市芝區三田豐岡町二番地
同 市四谷區愛住町七十六番地
同 市麹町區土手三番町二十一番地

小川直子
具貞子
嘉悅孝子

中條葭江子
片岡そと子
吾妻親子
白井政子

同 市芝區三田四國町東京高等女學校內
同 市芝區高輪南町三十番地
同 市本郷區丸山新町十七番地
同 市麹町區永田町一丁目十七番地
同 市淺草區新福井町二番地
同 市四谷區元町五十八番地
同 市本郷區龍岡町八番地
同 市神田區今川小路三丁目六番地
同 市麹町區四番町十三番地

伯爵夫人
子爵夫人

横河下枝子
棚橋絢子
村井孝子
内田遊歌子
松平充子
佐藤靜子
佐見玉枝子
佐雙かや子
三輪田眞佐子

本會役員姓名

六一

○支會名

支會名稱

事務所

支會長

宇都宮支會

栃木縣宇都宮市松峰町村上方

男爵

小山滿峻

遠江支會

靜岡縣小笠郡相草村橋本方

赤松則良

山満嶽

匝瑳支會

千葉縣匝瑳郡椿海村菅方

菅治兵衛

赤松則良

小田原支會

神奈川縣下足柄郡小田原萬年町辻村方

男爵

細川潤次郎

中魚沼支會

新潟縣中魚沼郡今泉村宮澤方

幹宮澤

萬平

東大戶支會

千葉縣香取郡東大戶村大戶小學校內

木內甚左衛門

江頭正五郎

橫須賀支會

神奈川縣橫須賀市逸見四八九栗田方

伊能甲之助

江頭正五郎

佐原支會

千葉縣香取郡佐原町

渡邊武助

伊能甲之助

結城支會

茨城縣結城郡大花羽村渡邊方

幹宮澤

萬平

京都支會

京都市高倉通蜻藥師貝屋町西谷方

木内信春

萬平

仙臺支會

宮城縣仙臺市定禪寺通三

清水廣景

萬平

山梨支會

山梨縣南巨摩郡睦合村木內方

幹木内信春

萬平

松江支會

島根縣松江市南田町三二

永井卓一

萬平

秩父支會

埼玉縣秩父郡國神村山田方

山田懿太郎

萬平

東部支會

千葉縣香取郡良文村渡邊方

中村孫兵衛

萬平

深谷支會

埼玉縣大里郡深谷町小學校內

渡邊操

萬平

南多摩支會

東京府南多摩郡八王子町本立寺內

大久保善行

萬平

射水支會

富山縣射水郡小杉町片口方

岡本斯文

萬平

德島支會

德島縣德島市富田浦町岡本方

發智莊平

萬平

黑須支會

埼玉縣入間郡豐岡町黑須五三

村田鉢三郎

萬平

支會名

六四

野田支會	千葉縣東葛飾郡野田町大塚方	茂木柏衛
太宰府支會	福岡縣筑紫郡太宰府町	男爵西高辻信雅
八女支會	福岡縣八女郡福島町高等小學校內	幹宮園萬造
千代田支會	千葉縣山武郡千代田小學校內	磯邊謙吉
吉田支會	千葉郡香取郡吉田村林方	林傳兵衛
宇陀支會	奈良縣宇陀郡松山町山邊方	片山元造
豐和支會	千葉縣香取郡豐和村飯塚小學校內	寺本省三郎
佐倉支會	千葉縣印旛郡佐倉町内並木町柏谷方	幹柏谷濟
川上支會	岡山縣眞庭郡川上村	德山朝太郎
川越支會	埼玉縣入間郡川越町赤坂方	公平忠吉
氷見支會	富山縣氷見郡氷見町加納町	淺野泰仲
釜山支會	朝鮮釜山港西山下町坂井方	島田歸

支會名

六五

東陽支會	千葉縣匝瑳郡東陽村	向後四郎左衛門
飽海支會	山形縣飽海郡酒田町白崎方	菊地秀言
福島支會	福島縣福島市上町四一木村方	幹木村新太郎
美禰支會	山口縣美禰郡厚保村來島方	來島信與
味野支會	岡山縣兒島郡味野村坂田方	野崎武吉郎
太東支會	千葉縣長生郡大東村小學校內	吉田良造
八木支會	千葉縣東葛飾郡八木村市野谷	吉野清九郎
須賀支會	千葉縣匝瑳郡須賀村小學校內	大木幸太夫
廣島支會	廣島縣廣島市播磨屋町有末方	幹加藤幹雄
秋田支會	秋田縣秋田市土手長町中横町後藤方	缺
霞ヶ關支會	埼玉縣入間郡霞ヶ關村延命寺內	佐藤正發智庄平
鶴岡支會	山形縣西田川郡鶴岡町	

支會名

六六

鳥取支會	鳥取縣鳥取市片原町武林方
金澤支會	石川縣金澤市高岡町上藪ノ内一
名古屋支會	愛知縣名古屋市長島町和田方
近江支會	滋賀縣大上郡高宮村小林方
瑞澤支會	千葉縣夷隅郡瑞澤村若菜方
飯能支會	埼玉縣入間郡飯能町
飛駒支會	栃木縣安蘇郡飛駒村小學校内
札幌支會	北海道札幌中學校
前橋支會	群馬縣前橋市田中町
内野支會	新潟縣西蒲原郡内野村
岸和田支會	大阪府泉州郡岸和田町中學校内
八柱支會	千葉縣東葛飾郡八柱村小學校内

副幹	森脇善太郎
市村芳樹	土師雙他郎
杉浦重剛	近藤善三郎
小川清	小山八郎平
小山八郎平	近藤善三郎
近藤善三郎	山田幸太郎
山田幸太郎	坪井仙次郎
坪井仙次郎	濱倉順二郎
濱倉順二郎	渡邊作次郎
渡邊作次郎	坪井仙次郎

支會名

六七

廣瀬支會	山形縣東田川郡廣瀬村小學校内
九十九里支會	千葉縣山武郡豐海村小學校内
三輪支會	奈良縣磯城郡三輪町森田嘉郎方
駿東支會	靜岡縣駿東郡小泉村佐野岩崎方
豊川支會	大阪府三島郡豊川村小野原一五〇三
日東支會	千葉縣海上郡船木村星野方
水川支會	埼玉縣北足立郡大宮町
夷隅支會	千葉縣夷隅郡大多喜町鋤柄良司方
能代支會	秋田縣山本郡能代港町
福知山支會	京都府天田郡福知山町
榛原支會	奈良縣宇陀郡榛原町小學校内
久喜支會	埼玉縣北埼玉郡久喜町

副子	加藤正英
安尙司	星野善光
寛平	澤田永太郎
平	吉田三右衛門
藏	大淵禮三郎
光	鋤柄良司
門	吉田芳太郎
衛	榎本善兵衛

支會名

六八

刈羽支會	新潟縣刈羽郡大洲村小熊方	副 高橋友次郎
古河支會	茨城縣猿島郡古河町小學校	副 鷺見鉉吾
上山支會	山形縣南村山郡上山町高橋方	山 内 莞 薦
桐生支會	群馬縣山田郡桐生町服部方	原 田 與左衛門
結城町支會	茨城縣結城郡結城町安穩寺	中 澤 清 八
銚子支會	千葉縣海上郡銚子町	顧 田 中 玄 蕃
海上支會		欠
同縣同郡旭町小學校		

泊翁叢書

少壯より國事を憂へて内治外交上に侃諤の意見を開陳し朝に要路に立ちては教育の普及に盡力し晩年國民道德の振興を以て畢生の事業とせられたる泊翁西村先生の名論卓説は收めて此一卷にあり今や國民覺醒道を思ふこと切實なるの際本書の如きは絶好の参考書たるを疑はざるなり

翁叢書

後付の一

後付の二

會祖西村茂樹先生著

(既刊ノ分) (道德ニ關スル)
者ノミヲ掲ク)

書名	冊數	特價(會員に限る)
一國民訓	全一冊	金拾四錢(郵金四)
一西村茂樹先生論說集	第一集	金參拾錢(同八)
一心學講義	全二冊	金壹圓五拾錢(郵稅共)
一往事錄	全七冊	金參拾錢(同上)
一儒門精言	全一冊	金壹圓(同上)
一婦女鑑	全五冊	金壹圓五拾錢

日本弘道會發行書目

會祖西村茂樹先生書

一日本弘道會要領

石版摺一枚

特價(會員に限る)
金拾四錢(郵金貳)

一弘	上	道	同	一枚	金	拾	錢(同上)
一古	上	德	同	一枚	金	拾	錢(同上)
一同	上	詩	同	一枚	金	拾	錢(同上)
一元	同	氣	同	一枚	金	拾	錢(同上)
					金	拾	錢(同上)
					金	五	錢(同上)
					金	拾	錢(同上)

後付の三

大正二年九月廿三日印刷
大正二年九月廿六日發行

定價金參拾錢

不許複製

發編行纂者兼

代表者理事

日本弘道會

平塙唯鳩

東京市四谷區荒木町二十七番地

中野鍵太郎

東京市京橋區築地南小田原町二丁目十九番地

東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷所

日本弘道會

電話番號四三一七〇番

振替貯金口座四三一七〇番

東京市麹町區飯田町六丁目十八番地

發行所

274

380

終

